

床次竹二郎書翰 明治二十一年一月一日発信

—アメリカ留学中の友人に帝国大学法科大学内外の状況を伝えたもの

大久保利謙

一 はじめに 発信者と受信者

発信者床次竹二郎は内務官僚から、大正昭和初期には政党政治家となった著名人物であり、伝記には前田蓮山編集の『床次竹二郎伝』（昭和十四年、伝記觀光会刊）がある。また大正昭和の政治史文献にはいろいろ政党活動の記事があるのでここでは一切触れず、書翰解説の前提としてこの書翰発信頃までの生い立ち、環境などを前記伝記から抄録しておくこととする。

床次竹二郎は慶応二年、一八六六、二月一日、薩摩国、鹿兒島城下新照院で生まれた。父は島津家藩士正精（天保十三年生）、児玉家から入って床次家を嗣ぐ。文久三年、島津久光上京の際にその供に加わるなど藩士努めをしたが、当時の士族にはまだ珍しく画道を好み、洋画家として明治洋画史の黎明期を飾ったという特色ある人物で、今日ではむしろその方面で有名である。

竹二郎はこのような中級藩士の家に生まれ、明治五年、七才で鶴

丸小学校に入学、ついで師範学校付属小学校に転じた。折から鹿兒島は西郷隆盛の私学校時代であった。竹二郎は小年の頃は温なしい内気な子であったという（伝記、六二頁引用、友人談）。しかし成績は優秀であった。十年（十二才）十一月、単身上京した。これはこれより先、父正精が官途について司法官となって、十年東京の裁判所勤務となったので、一家が東京に移ったからで、竹二郎は下谷谷中の父の遇居に仮遇した。これから竹二郎は新都文明開化の東京生活となり、父の膝下で改めて大都市東京の学生生活をはじめた。忍岡小学校を経て敬宇中村正直の同人社、ついで英学の共立学校に学んで十六年九月、十八才で東京大学予備門に入学した。床次（以下床次と書く）はこれから当時の官学最高学府に学ぶことになるのである。予備門、大学時代は伝記によると勉学よりも精神修養に力がいれ、また学業も常に抜群の成績をあげた優等生であった。

十九年四月、予備門は第一高等中学校となり、床次は翌二十年三月、二十二才で卒業して帝国大学法科大学に進学した。法科大学で

は政治学科に籍をおいた。当時の士族青年では優秀な進学コースであった。法律学科という専門学よりも、ポリテイクという実務的方面を選んだと解すべく、卒業すると内務官僚となった。ところが、明治三十九年、原敬が内務大臣のときに拾われて本省の地方局長となり、やがて原の配下で政界にはいった。伝記には予備門から大学時代の同級生中めばしい人物として次の人々を挙げている。井上辰九郎、石塚英塚（官僚）、木村久寿弥太（財界）、白仁武（満鉄総裁）、谷口留五郎、橋本圭三郎（大蔵官僚）、秋山定輔（代議士）、伊集院彦吉（外交官）、石井菊次郎（同）、大久保利武（官僚）、柴田家門（官僚）、原嘉道（弁護士）、山之内一次（官僚）等で、いずれも後に官界、政界等で名をなした（予備門及帝国大学『一覽』の名簿参照）。つきに受信者大久保利武のことに移ろう。大久保利武は慶応元年（二八六五）四月二三日、同じく鹿兒島城下新照院通で生まれた。床次より一才年長の同郷、父は薩摩藩士大久保利通、その三男で、床次とは同郷同輩の子という間柄で、そういう関係から親しい友達となった。大久保は明治七年まで母、弟と共に郷里ですごし、それから上京して父の膝下でまず床次と同様同人社に学び、十六年九月、東京大学予備門に入学した。床次と同時に入学である。やはり第一高等中学校生となって二十年六月卒業した。ところが大久保は帝国大学に進学せず、卒業の翌七月、アメリカに留学してYale UniversityのLaw Schoolに入学した。床次書翰を受取ったのは翌二十一年一月である。床次書翰によると、大久保は二十年、エール法学校入学後、この法学校の講義、学生の学習等の情報を友人床次に送って

る。この大久保書翰は未見であるが、大久保書翰と照合するとなおいろいろ面白いことがわかるであろう。床次はこの大久保情報によってアメリカ大学、その法学教育の模様を知って、それを資料としてこの大久保宛書翰を書き、日米の大学の法学教育、大学生の勉強振りや、学生生活の比較を論評しているのである。なお大久保利武は、翌二十二年六月、エールの法学校を卒業すると、思うところがあった、ドイツに留学先を転じて、アメリカ留学の仲間と別れて、ただ一人渡独した（大久保「陸奥宗光と留学生」『日本歴史』昭和六三年正月号四七六頁参照）。それからドイツ法学に転じて、ハレ大学、ハイデルヘルヒ大学、ベルリン大学等に学び、ハレ大学でドクター論文Dir Entwicklungsgeschichte der Territorialverfassung und der Selbstverwaltung Japans. 1894. を提出して「ドクトルオブ、フィロソフィー」の学位を得て二十七年八月帰朝した。帰朝後は内務官僚となり、大正六年十二月、大阪府知事を最後に退官、同年貴族院勅選議員となった。昭和十年、床次死去の際にはその葬儀の際に同郷友人代表として葬儀委員の一員となっている。昭和十八年、一九四三、七月死去。

二 床次竹二郎書翰

恭賀新年候。去年今月今日は同じく中学にありて迎年の歓を得候へ共、今年は君已に青眼赤髯の中にあり、今日は文明を以て驕り、自由を以て鳴る大國の市中にあり、有名の学校にして、博学老成なる

白髮老先生の下にありて、新春を迎らる其感情如何にや。誠に御羨しく奉存候。又々御地日本人のみで迎年の式も有之候事と存候。次に小生共皆元氣にて去る廿三日には試験後政治部一年生の懇親会を開き申候。陳ば昨冬之御書状正に拝誦致候。貴兄にも試験無しに御入学相成候由。其後は如何之事に候哉。良教師之下にて御勉強之事に候へば、嘸已に得られたるころも少なからざること、奉推察候。只今の課業は如何なるものに候哉。我大学の如き政治部の如きものは別に設け無之様承候間、左に御座候や。教授の方法は講義のみに候哉。只今小生共政治部の日課は、史学、法学通論、理財、刑法、民法及独乙語各三時間に御座候。史学の教師独人（ジュースなりとの話）に有之、英語を以て講授することに有之候へ共、発音極めて悪しく、夫故初め一ヶ月位は何を云ふやら少しも解せられず、誠に困却仕候。今日に至り漸く少々解し得申候。通論は穂積教授、刑法民法は富井教授、理財は和田垣教授、独乙語は独人ハウスクネヒトにて有之、穂積、富井教授等は監督学校試験及び文官試験委員なるを以て、其方多忙なる為か休課多く、幾んど一回不服申居候（尤も勉強家振るにはあらず）。和田垣教授の理財学は誠に粗なるものにして、先生時に得意の「シャル」を持出さるゝより面白は候へ共、課業に自ら重みなき如く、且つ「ミル」の書をも独学せしならば、却て其方宜しかるべしと思はれ候。独乙語教師は其教授法は誠に熟したるものにて、感心仕候。然しそれが為めに只今では、此課のみに最多の時を費やし申候。遂に白仁氏の發議にて大学に來りては須らく専門の業をなすが至当なり、夫れも語学のみに汲々たるは誠に

其当を得るものなれば、随意科になし貫ひ、出席は生徒の撰々になさんと同一決議を以て総長に願書を差出すことになれり。而して法律一年生の課業は小生共の課業と余り不異、大概同じ教場にて講義候。異なるところは只だ法律科には独乙語の代りに仏語あり、又た刑法の代に契約法あり、通論の代りにBastoneあり。契約法では植村俊平助教の爲めに苦めり。又た御書面中御地書生の勉強するときは勉強し、遊ぶときは遊び、及び書生より變じて直に紳士となる如きは、流石文明人種丈有之こと感心仕候。之等は仲々日本にては行はれざること、存候。又た兼て御地書生中には秘密 societyなるもの有之とか承候間、貴兄も何か其種類の会にても御加入相成候や。其他演説会、運動会の如きは如何に候や。ベースボールは御技量を表はされ候や。御書面に見へ候、ベースボールの如きは弥々盛なるものにて驚入候。去る十一月我大学運動会有之候処、高飛は矢張田中静治が一番にて、四、七、七、棒飛も同じく一番、八、一〇、にて有之、八万は神山奇にて有之候。学校中にては此外別に可申上事件も無之、只だ監督学校卒業優等生試験の事にて紛ひ有之候。それが原因にあらざるも（多少あるやも不知）、穂積教授は辞職する由にて、後任は未だ定らざるも、多分鳩山氏なるべしとのことなり。又た貴命の如く、学課表を見ては我大学も貴校等にも不劣るべきも、教師の点に於て、従て教授の法、又た生徒の実力に於ては大に差あると云ふは、実に残念なることにて、殊に貴地等の大学は皆独立のものなるべきも、我大学の如きは多少政府と關係を有すれば、独立を得不得、彼是其生徒を如何なる人物に養成しな

す等の目的も異なることなるべく奉存候。楮又目今我社会にては
 壮士なるもの東西に奔走し、建白するあり、大臣に面会を求むる等
 のことあり、運動会をなす等のことありしところ、先頃警察令なる
 ものを発布せられて、運動会の自由を禁じられたり。然るに去る廿
 五日に又た保安条令なるもの出でたり。即ち其第四条に云はく、皇
 居又は行在所を距る三里以内の地に住居し、又たは寄宿するもの
 して反乱を陰謀し、又たは教唆し、又たは治安を妨害するの虞あり
 と認むるときは、警視総監又たは地方長官は内務大臣の認可を経、
 期日又たは時間を限り退去を命じ、三年以内同一の距離内出入、寄
 宿、又は住居を禁ずる事を得云々と。此条によりて東京の地を退去
 を命ぜられたるもの幾んど五百人内外有之、重に旧自由黨員と高知
 県人が多し。其中に尾崎行雄、星亨、林包明、同有造、中江篤介、
 山田泰造等の諸氏もあり。又た秘密出版拘引とて多人数拘引せられ
 たるものあり。之れは原因は不知れども、多分谷大臣、板垣伯等、
 其他諸士の建白書を出版したるものなるが、確かに不知。何にして
 も右様のことなるを以て東京市中は憲兵、巡查等随分奔走するとか
 新聞紙上に見へ候間、警視庁は余程多忙之由。其他は御推察ありた
 し。之れより二十三年前後は随分波瀾ある社会と被存候。尚一申上
 度は、已に御承知と存ずれども、従一位久光公去月上旬玉里に於て
 御逝去相成候。葬式は国葬を以て行はれ候。先は御年始旁御返書如
 斯に御座候。余は後便に讓候。頓首

明治廿一年一月一日

床次竹二郎拝

大久保利武兄 玉机下

二伸、吉田鉄太郎君へは其後一向御左右も不申候間、貴兄御面会も
 有之候へば宜敷御伝言奉願候。
 林権助君は支那チーフ副領事になられたり。

校訂後記

仮名は平仮名に統一し、句読点を付した。洋風の便箋封筒使用、ペン書。

封筒裏 T. Okubo Esqr. P. O. Box 1278, New Haven, Connecticut, United

States, Via San Francisco 消印 TOKIO 1887 Dec. 31, YOKO-

HAMA 1888 Jan 3

封筒裏、日本帝国大学法科 床次竹二郎。消印 NEW YORK Feb 2, NEW-

HAVEN Feb 3

三 床次竹二郎書翰解説

この書翰は床次青年が、明治二十一年（一八八八年）一月一日、
 二十三才の春、アメリカに留学中の親友に故国日本の新設法学専門
 大学（帝国大学法科大学）の実況を忌憚なく、伝えたもので、一学
 生が肌で感じ、眼に映じた初期帝国大学一般、とくに法科大学のプ
 ロファイルである。まず予備知識として手許にある明治二十二―三年
 の『一覽』から法科大学の学長、教授、外国人教師名簿と政治学科
 の講義題目を転載しておく。

法科大学

職員

長 帝國大學總長 渡辺 洪基 東京
 教頭 教授法學博士 鳩山 和夫 東京

教授及教師

パリストル、アト、ロー、(ミッドルテンブル)

法理學、羅馬法、英刑法 法學博士 穂積 陳重 東京

ドクトル、リラム、ポリテカラム(ストラスボルグ大學)

國法學、統計學 カール、ラートゲン 獨國

リサンシェー、アン、ドロアー(巴里大學)

佛蘭西民法 法學博士 木下 廣次 熊本

ドクトル、アン、ドロアー(リヨン大學)

佛蘭西民法、商法、刑法 法學博士 富井 政章 京都

理財學 文學士 和田垣 謙三 兵庫

ドクトル、ユリス(井エナ大學)

パリストル、アト、ロー(カッセル) ハイブリッヒ、ワイベルト 獨國

羅馬法、訴訟法 文學士 末岡 精一 東京

行政法國際公法政治論

ドクトル、フヒロンヒエー(ゲッテンゲン大學) ゲッテンゲン大學國家學教授

財政學、理財學 ウグー、エッゲルド 獨國

ドクトル、オフ、シビルロー(エール大學)

國際公法、國際私法 法學博士 鳩山 和夫 東京

羅馬法、獨逸語 法學士 宮崎 道三郎 三重

ドクトル、アン、ドロアー(グレイフル大學)

佛蘭西法律 イポリート、オーギスタン、ルビリヨ 佛國

英吉利法律 マストル、ラフ、アト、バチエロル、チフ、ロー(ハーバード大學)

アレキサンデル、チゾン 米國

憲法、公法 文學士 穂積 八束 愛媛

助教授

英吉利法律(英國留學) 法學士 土方 寧 高知

英吉利法律 法學士 岡野 敬次郎 東京

講師

パリストル、アト、ロー(ミッドルテンブル)

訴訟法、證據法 法學博士 岡村 輝彦 東京

治罪法 法律博士 寺尾 亨 福岡

財政學 バッチ、エロル、ファイツ(エール大學) 法學博士 田尻 稻次郎 鹿児島

民刑訴訟手續實習 法學士 岡山 兼吉 東京

政治學科

第一年

契約法 一年間 每週三時

私犯法 一年間 每週一時

刑法 一年間 每週二時

理財學 一年間 每週三時

憲法 一年間 每週二時

統計學 一年間 每週一時

獨逸語(讀書) 一年間 每週二時

佛語(隨意) 一年間 每週三時

第二年

訴訟法 一年間 每週一時

民法 一年間 每週三時

理財史 一年間 每週二時

國法学、行政學	一年間	毎週五時
理財學、財政學	一年間	毎週四時
理財學演習	一年間	毎週二時
統計學	一年間	毎週一時
獨逸語（讀書）	一年間	毎週二時
佛語（隨意）	一年間	毎週二時

第三年

理財史	一年間	毎週二時
民法	一年間	毎週二時
行政學	一年間	毎週四時
行政法	一年間	毎週一時
理財學、財政學	一年間	毎週四時
理財學演習	一年間	毎週一時
國際公法	一年間	毎週一時
財政學	一年間	毎週二時
獨逸語（隨意）	一年間	毎週二時
佛語（隨意）	一年間	毎週二時

床次書翰の冒頭に新春を異境で迎える親友に「今年は君已に青眼赤髯の中に在り」と異境離別の情を書いているのは、また米欧が今日と全く違った遠い別世界であったことを思わせる。書翰はただちに日米兩國の大学の講義構成の比較などを述べ、ついで帝國大学諸教授の講義題目や講義ぶりのことから当時の学内の諸問題について書いている。以下床次書翰の記述を追って少しく順次解説してみることにする。

前年末にこの友人からもらった書翰に答え「只今小生共政治部の

日課ハ」と、帝大法科の講義題目を知らせ、また担当の諸教授を紹介している。「史学の教師独人ジュースなりとの話」とあるのは、二十年二月、文科大学史学科の西洋史学教師として来任した有名な歴史学者ランケ学徒のリース Riss, Ludwig のことである。法科の床次も聴講したようであるが、英語の講義にはまだあまり慣れていなかった模様で大変聞きにくかったとある。通論は穂積陳重、刑法、民法は富井政章とあるが「一覽」によると「仏蘭西民法、商法、刑法」担任となっている。穂積の担当は「法理学、羅馬法、英刑法」とある。床次が聴講した「通論」とあるのは「法理学」のことかもしれない。理財学は経済学のことだ。「一覽」にも、また理財学、理財史となっている。担当は和田垣謙三、独乙語のハウスクネヒト Hausknecht, Emil. のことで、明治二十年來任、教育学者で文科大学に招かれて西洋教育学を講じ、西洋教育学を本格的に日本に移植した教育学者として明治の教育学史上に有名である。穂積、富井両教授の名を挙げているが、この二人のことは解説するまでもないので省略する。Blackstone はイギリス十九世紀の著名な法学者で、大著 *The Commentaries on The Law of England, 1808.* があり、その講義のことをいっているのである。明治初年の法学研究や講義はまだイギリス法本位で、よくこの本が読まれている。穂積あたりが、法学通論としてこのコンメンタリスを講じたらしい。

ここで一寸説明しておきたいのは穂積等の教授が「監督学校試験」云々の記事である。これは十年代から東京で民権運動の影響などで国民の人権擁護問題から弁護士養成が重要視されて明治法律学校そ

の他の私立法学学校がつぎつぎと神田辺を中心に設立された。これは民間在野法学として帝大の官学法学の対抗者として注目すべきものであるが、明治十八年末第一次伊藤内閣の文部大臣となった森有禮は翌十九年八月、「私立法律学校特別監督条規」を定めて官学帝国大学をしてそれを監督せしめた。これは一種の私学統制である。この私学法学教育監督の実務開始は二十年五月頃からという。詳細は『東京大学百年史』通史一、の第三編第三章、一節の二「府下私立法律学校の監督」九九四頁以下に記述があるのでそれに譲る。明治中期から大正昭和期にわたって官立、国立大学の総本山の東大の教授は学者官吏でもあったので政府諸機関の各種専門委員、顧問等を委嘱されて本務の大学講壇よりもその兼務の方が多忙であったということとはよく聞く話で、官・国立大学教授の避け難い弊であったが、床次が「其方多忙なる為か休講多く」と嘆いているのはまさにそれであるが、帝国大学開設そうそうから早くもこれが始まっていることがこの書翰でわかる。しかもそれが一学生からの発言であるのに驚く。これは初期帝国大学の裏面史料として面白い。

次に和田垣教授の「シヤレ」得意の話は、英語が上手で、後年和歌や川柳の英訳を自慢して、『兎糞録』、『吐雲録』などのシヤレを交えた随筆集に掲げて有名となったが、その和田垣は帝大教授となつたそうそうから早くもそれを發揮していたことが分つて、若い頃『兎糞録』などを愛読した私にはなかなか興味ぶかい話である。

和田垣は経済学の業績は乏しく、経済学界では日陰の存在であった。それについて筆者が往年、帝大五十年史編纂の談話聴取で、明

治大正哲学界の大長老だった井上哲次郎先生から親しく聞いた海外留学の裏話がある。和田垣と井上の二人はともに明治十四年、東京大学を卒業すると直ちにイギリス留学を命ぜられて和田垣は渡英してイギリス経済学を学んで帰った。ところが井上は何か家庭事情があつてすぐに渡英できずにいると、翌々十六年八月、伊藤博文がドイツ、オースタリで独乙憲法を学んですっかりドイツの学問に傾倒して帰朝すると、ただちに加藤弘之東京大学総理を呼んでこれからの大学卒業生はそれまでのイギリス留学をやめてすべてドイツに留学させるようにと命じた。その結果井上はドイツ留学を命ぜられてドイツ哲学留学の第一号となった。このドイツ哲学学習で井上は明治中期、帝国大学文科大学の哲学教授となって明治哲学界、文科系の大御所的存在となった。経済学もやはりドイツ系に変わったので和田垣の遙か後輩の金井延がドイツに留学してドイツ経済学（社会政策学派）を学んで帰り帝大法科大学の経済学主任となってドイツ系明治中後期経済学界の中心人物となった。これに反してイギリス経済学を学んだ和田垣は後退して農科大学の経済学担当となり、むしろ駄ジャレ博士として有名となった。床次書翰にも和田垣の講義はよほどつまらなかったらしく、先生の講義より、種本らしいミルの経済原論を読む方が勉強になると皮肉を書いている。二人の英と独との留学経緯は明治中期に法・経・文等の諸学問がイギリス系からドイツ系へと移行する経緯が生んだ明暗の裏話として、留学先をめぐる和田垣と井上の運命的対比がいかに面白い。また床次書翰には、大久保書翰による日本とアメリカの大学学生の勉学振りの比較

論がある。アメリカの書生(学生)中に秘密の Society があると聞いて、それにいたく感心を示しているが、これは今日の各大学生の私的サークル活動のようなものであろう。しかしそういう学生生活のいろいろな自由、自主的活動に感心を示していること自体が、創始期大学生の思想、意識調査の貴重資料にならう。そのほかベースボール等の学生スポーツ談は初期の大学スポーツ史の史料とならう。

つづいて、この書翰の大学関係のうちで特に注目すべき記述は「……殊に貴地等の大学は皆独立のものなるべきも……」とあるところである。この「大学は皆独立」云々がどういう意味のものなのか、そこが問題となるが、周知のごとく、十九年「帝国大学令」における大学の位地と政府(文部省、大臣)との関係をめぐって二十二年頃から「大学独立論」、「大学の自由」の問題が世論を騒がせた。当時知名な評論家朝比奈知泉が二十二年四月、『東京新報』に「大学の独立を論ず」を掲げて帝大に対して「文部大臣の監督権過大にして」と、帝国大学に自治自由の独立性のないことをきびしく批難した。これは一例でほかにも大学論が沢山でている。この大学論立論は「帝国大学令」(十九年三月)では、大学に自治機関として評議会があるが、総長にはその議事の顛末を文部大臣に報告を義務づけた。また総長が法科大学長兼任となって法料が分科大学のトップとなった(第六条)。しかし各分科大学に教授会がない。そういう機構から帝国大学は文部大臣の直屬で何等大学としての自治独立性がないという指摘で、とくに法科大学は大員総長直轄の官僚養成機関であった。それが朝比奈等の批判の焦点となったのであるが、この床次書翰の「独立を

不得」の記事は、もとより当時の世論などとは関係なく、一学生として、アメリカなどの大学の自由な学風を風聞して、やはり日本の官立大学の官学的空気に学生なりの何等かの抵抗感、不満感を持ったものであろうが、それだけにこの文句を如何に解釈するか、いずれにしても、官学帝国大学成立をめぐる学生の大学認識問題の史料としてまことに貴重な断片であるといえよう。なお当時の大学の自由、独立問題については大久保『日本の大学』(昭和十八年刊、創元選書、第四編「帝国大学の成立」第二・第三節、家永三郎著『大学の自由の歴史』等を参照されたい。この大学独立問題で大学関係の記事を終るが、そこで床次は「従て教授の法、又た生徒の實力に於ては大に差があると云ふは実に残念なることに」と嘆いている。これは国権至上の藩閥政府下の日本における University 新設の試みとして致し方のないことであったが、それに対して当時の日本の大書生としてまことに卓抜な「自覚」による反発の発言といわなければなるまい。

つぎは当時の東京都下の政情に関する情報に話題を転じて、折から伊藤博文の極秘憲法起草、また条約改正反対の運動が東京都下を騒がせて、秘密出版、壮士なる反対運動者の東西奔走する物騒な情況を報じている。これは反政府のデモ集会の「運動会」のことで、反政府要人首都追放の「保安条例」(二十年十二月発令)実施の模様などの緊迫した情報を、まだ国際ニュースの未発達な頃なので、これを克明に報じて「これより二十三年前後は随分波瀾ある社会と被存候」と結んでいるのは、当時の政治書生達の時局観として注目す

べきものがある。そして最後に、島津久光の逝去を特筆報じているのは、やはり旧藩主に対する旧藩臣青年の心情であった。なお二伸の吉田鉄太郎は鹿児島人、大久保等と共にアメリカ留学中の共通の友人。林権助は後に外交官として活躍した人物、これも共通の友であろう。

この床次書翰は、在米友人のアメリカ大学の情報をふまえ、日米大学の比較を試みつつ、帝国大学法科大学に関する適格な問題意識に立って短文ながらよく大局に着眼して論じているもので、草創期大学生の大学認識、また時局認識の史料として興味ある貴重な学生思想史研究史料なので紹介した。ただ大久保宛学生床次書翰はこの一通しか残っていない。

(おおくぼ としあき 元立教大学教授)